

平成25年度
子どもの歯科検診・フッ素塗布

- 受付時間／午後1時～1時30分
- 対象／前歯が4本生えた乳幼児
～就学前の幼児

日にち	場所
●6月4日(火)	すこやか
●6月18日(火)	すこやか
●6月25日(火)	いこい荘
●12月3日(火)	すこやか
●12月17日(火)	すこやか
●12月24日(火)	いこい荘

お気軽にご利用ください

●朝・昼・晩の3回の食事は決められた時間に食べるなど、規則正しい食生活を心がけましょう。また、唾液の働きなどによって口の中をきれいにしておくためにも、しっかりと噛んで食べることも大切です。

●頻繁な間食、ダラダラ食べは、口の中の酸性状態が続き、むし歯になるリスクが高くなります。食後の歯磨きを習慣づけましょう。小学4年生までの子どもには、1日1回は大人が仕上

●食べたら磨くを習慣に食べカスが残っていると、口の中の細菌がそれを利用してむし歯や歯周病の原因を作ります。食後の歯磨きを習慣づけましょう。小学4年生までの子どもには、1日1回は大人が仕上

●間食は時間を決め、甘いお菓子やジュースは控えましょう。(コーヒー、紅茶を習慣的に飲む方は砂糖の量を控えましょう)

●生活習慣の改善が力ぎどんないに歯磨きを丁寧にしても、乱れた生活習慣では効果が半減します。

●免疫力（病気から自分の体を守る力）細菌を除去し、傷つけた細胞を修復・再生する）を活性化するため、生活リズムを整え、睡眠をしっかりとります。

●未熟児養育医療制度とは身体の発育が未熟のままで生まれ、入院を必要とする乳児と指定

●未熟児養育医療制度とは身体の発育が未熟のままで生まれ、入院を必要とする乳児と指定など、むし歯予防の効果があることがわかっています。フッ素入り歯磨き粉での歯磨きをお勧めします。

●未熟児養育医療制度とは身体の発育が未熟のままで生まれ、入院を必要とする乳児と指定など、むし歯予防の効果があることがわかっています。フッ素入り歯磨き粉での歯磨きをお勧めします。

●未熟児の治療で保険対象のもの町が費用を負担しますが、世帯の所得税額に応じて一部負担金が生じます。

●自己負担金等について未熟児の治療で保険対象のもの町が費用を負担しますが、世帯の所得税額に応じて一部負担金が生じます。

●差額ベッド代など保険対象外の費用は、医療機関の窓口で全額支払いが必要です。



6月4日から6月10日は歯と口の健康週間



●朝・昼・晩の3回の食事は決められた時間に食べるなど、規則正しい食生活を心がけましょう。また、唾液の働きなどによって口の中をきれいにし

ておくためにも、しっかりと噛んで食べるのも大切です。

フッ素の活用

●むし歯予防と口の健康のため、定期検診（1回／半年）を受けましょう。信頼できる「かかりつけ歯医者さん」をみつけておくと安心です。

●申請窓口が変わりました4月1日より、未熟児養育医療の申請窓口が保健所（西部総合事務所福祉保健局）から健康福祉課に変更になりました。

申請窓口が変わりました

●定期歯科検診と未熟児養育医療の申請窓口が保健所（西部総合事務所福祉保健局）から健康福祉課に変更になりました。

養育医療の

●未熟児養育医療制度とは未熟児の治療で保険対象のもの町が費用を負担しますが、世帯の所得税額に応じて一部負担金が生じます。

●自己負担金等について未熟児の治療で保険対象のもの町が費用を負担しますが、世帯の所得税額に応じて一部負担金が生じます。

●差額ベッド代など保険対象外の費用は、医療機関の窓口で全額支払いが必要です。

詳しく述べ、健康福祉課へお問い合わせください。☎ 66-5524